

水質管理目標設定項目と目標値(27項目)

項目		目標値	区分	説明	主な使われ方
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	無機物・重金属	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。	活字、ペーパリング、電極、半導体材料
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)		主に地質に由来して地下水などで検出されることがあります。天然に存在する主要な放射性物質の一つです。	原子力発電用核燃料
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下		鉱山排水、工場排水などの混入やニッケルメッキからの溶出によって検出されることがあります。	合金、メッキ、バッテリー
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	一般有機物	殺虫剤、有機溶剤として使用される有機化学物質です。	塩化ビニル原料
8	トルエン	0.4mg/L以下		染料、有機顔料などの原料です。代表的な有機溶剤で、シンナー、接着剤などに広く使用されます。	香料、火薬、ベンゼン原料
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下		プラスチック添加剤(可塑剤)などとして使用される有機化学物質です。	化粧品、印刷物などの溶剤
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物	二酸化塩素の原料又は分解生成物です。二酸化塩素の使用に伴って処理水中に残留するおそれがあります。次亜塩素酸ナトリウムの分解生成物です。	漂白剤
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	消毒剤	浄水処理過程において主に酸化剤として使用されます。	セルロース、紙パルプの漂白剤
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	消毒副生成物	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)			
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	農薬	個別の農薬の検出値とそれぞれの目標値の比を算出し、総和が1以下になることを農薬類の目標値としています。「水質管理目標設定項目」としての農薬は120種類がリストアップされており、これらの中から水道事業者が地域の状況を勘案して測定する農薬を選出することとされています。	殺虫剤、除草剤、殺菌剤
16	残留塩素	1mg/L以下	臭気	水道法では、衛生確保のため塩素消毒を行うことが定められています。残留塩素とは、水道水の中に消毒効果のある状態で残っている塩素のことをいいます。	
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上 100mg/L以下	味	基準項目に同じ。	基準項目に示す。
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	着色	基準項目に同じ。	基準項目に示す。
19	遊離炭酸	20mg/L以下	味	水中に溶けている炭酸ガスのことで、水にさわやかな感覚を与えますが、多いと刺激が強くなります。また、水道施設に対し腐食などの障害を生じる原因となります。	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	臭気	工場排水などの混入によって地下水で検出されることがあり、高濃度に含まれると異臭味の原因となります。	脱脂剤、エアゾール
21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下	臭気	オクタン価向上剤やアンチノック剤としてガソリンに添加される有機化学物質です。	オクタン価向上剤、アンチノック剤、溶剤
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	味	有機物の指標として基準項目の「有機物」とは別の測定法により求めた量です。水中の有機物などの量を一定の条件下で酸化させるのに必要な過マンガン酸カリウムの量として表したものです。	
23	臭気強度(TON)	3以下	臭気	臭気の強さを定量的に表す方法で、水の臭気がほとんど感知できなくなるまで無臭味水で希釈し、臭気を感じなくなった時の希釈倍数で臭気の強さを示したものです。	
24	蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下	味	基準項目に同じ。	
25	濁度	1度以下	基礎的性状	基準項目に同じ。	
26	pH値	7.5程度	基礎的性状	基準項目に同じ。	

水質管理目標設定項目と目標値(27項目)

項目		目標値	区分	説明	主な使われ方
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	腐食	水が金属を腐食させる程度を判定する指標で、数値が負の値で絶対値が大きくなるほど水の腐食傾向は強くなります。	
28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	水道施設の健全性の指標	生育に有機物を必要とする細菌のことです。水道水の清浄度の指標であり、集落数が少ないほど水道水が清浄な状態であることを示します。	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	一般有機物	家庭用ラップ、食品包装用フィルムの原料に使用します。	ポリビニリデン原料
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	着色	基準項目に同じ。	基準項目に示す。
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として、0.00005mg/L以下(暫定)	一般有機物	PFOSは平成22年に国内での製造・使用が禁止されています。PFOAについても、国内での製造・使用を禁止する動きがあります。耐熱性や耐薬品性に優れており、分解されにくい性質があります。	泡消火剤、はっ水剤